

○H26.4.1 現在の職員数 301 人（特別職 3 名含む）、議員数 18 名を基礎にして、地方債  
庁舎標準面積算定基準（総務省）により算定すると、庁舎床面積は 9,024.43 m<sup>2</sup>となります。  
（国土交通省新営庁舎面積算定基準による算定は、8,768.91 m<sup>2</sup>）

○駐車場

一般来庁舎用・公用車用駐車場等の規模（総務省基準 25 m<sup>2</sup>/1 台）

①来庁舎駐車場

現在の来客用駐車場は約 130 台（134 台）であり、余裕のある台数分確保できていると思われ  
ます。この 130 台を基準とすると、3,250 m<sup>2</sup>になります。

②公用車駐車場

現庁舎の公用車駐車場は 65 台分のスペースがあるが、駐車スペースが不足しているため、  
90 台を必要台数として 2,250 m<sup>2</sup>とします。

③職員駐車場

現庁舎職員数は 301 人ですので、300 台を必要面積として 7,500 m<sup>2</sup>とします。

④その他

これら以外に、次のとおり必要となります。

議員 18 台×25 m<sup>2</sup>=450 m<sup>2</sup>

障がい者 6 台×35 m<sup>2</sup>=210 m<sup>2</sup>

※ハートビル法施行規則第 16 条により、(130 台+300 台)×1%+2 台=6 台

二輪車 50 台× 4 m<sup>2</sup>=200 m<sup>2</sup>

○駐車場必要面積の合計は、①+②+③+④で 564 台 13,860 m<sup>2</sup>となります。

○庁舎面積 9,024.43 m<sup>2</sup>

(2 階建 : 4,512.22 m<sup>2</sup>、3 階建 : 3,008.15 m<sup>2</sup>、4 階建 : 2,256.11 m<sup>2</sup>)

平 屋 2 2, 8 8 4. 4 3 m<sup>2</sup>

1 5, 3 8 4. 4 3 m<sup>2</sup> (職員用駐車場を除く)

1 3, 1 3 4. 4 3 m<sup>2</sup> (職員用、公用車用駐車場を除く)

2 階建 1 8, 3 7 2. 2 2 m<sup>2</sup>

1 0, 8 7 2. 2 2 m<sup>2</sup> (職員用駐車場を除く)

8, 6 2 2. 2 2 m<sup>2</sup> (職員用、公用車用駐車場を除く)

3 階建 1 6, 8 6 8. 1 5 m<sup>2</sup>

9, 3 6 8. 1 5 m<sup>2</sup> (職員用駐車場を除く)

7, 1 1 8. 1 5 m<sup>2</sup> (職員用、公用車用駐車場を除く)

4 階建 1 6, 1 1 6. 1 1 m<sup>2</sup>

8, 6 1 6. 1 1 m<sup>2</sup> (職員用駐車場を除く)

6, 3 6 6. 1 1 m<sup>2</sup> (職員用、公用車用駐車場を除く)

## 地方債庁舎標準面積算定基準(総務省)

地方債庁舎標準面積算定基準(総務省)に基づく算定 ①

区 分		職員数	換算率	基準面積	算出面積 <sup>m<sup>2</sup></sup>
a事務室	特別職	3	12.0	4.5	162.00
	課長級	31	2.5	4.5	348.75
	課長補佐・係長級	52	1.8	4.5	421.20
	一般職(正規)	148	1.0	4.5	666.00
	一般職(臨時)	49	1.0	4.5	220.50
	一般職(製図者)	18	1.7	4.5	137.70
	小計	301			1,956.15
b倉庫	aの面積 1,956.15 m <sup>2</sup> × 13%				254.30
c 会議室等	職員数 301 人 × 7 m <sup>2</sup>				2,107
d玄関等	a~c の面積合計 4,317.45 m <sup>2</sup> × 40%				1,726.98
e 議事堂	議員定数 18 人 × 35.0 m <sup>2</sup>				630
合 計					6,674.43

起債許可面積算定基準(総務省)以外で必要となる面積 ②

防災機能	災害対策本部: 150m <sup>2</sup> 、 備蓄倉庫150m <sup>2</sup>	300
保管機能	書庫: 400 m <sup>2</sup>	400
保健センター機能	診察室、健康相談室、調理実習室 等	1,000
業務支援機能	電算室: 150 m <sup>2</sup> 、相談室 50 m <sup>2</sup> 、CATV: 200 m <sup>2</sup>	400
福利厚生機能	休憩室: 100 m <sup>2</sup> 、更衣室 150 m <sup>2</sup>	250
合 計		2,350.00

総 合 計 ① + ②	9,024.43
-------------	----------

新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）

(㎡)

区分		職員数	換算率	基準面積	算出面積
A 事務室	特別職	3	10	4	120.00
	部長・課長級	31	2.5	4	310.00
	課長補佐・係長級	52	1.8	4	374.40
	一般職（正規）	148	1	4	592.00
	一般職（臨時）	49	1	4	196.00
	一般職（製図者）	18	1.7	4	122.40
	小計	301			1,714.80
B 倉庫	A の面積 $1,714.80 \times 13\%$				222.924
C 会議室等	会議室(職員数 $\times 0.4 \text{ m}^2 = 120.4 \text{ m}^2 \times 1.1$ )				132.44
	電話交換室				40.00
	宿直室				13.30
	庁務員室				11.65
	給湯室 5箇所 $\times 6.5 \text{ m}^2$				32.50
	受付及び巡視溜				6.50
	便所及び洗面所(職員数 $\times 0.32 \text{ m}^2$ )				96.32
	医務室				75.00
	売店(職員数 $\times 0.085 \text{ m}^2$ )				25.585
	食堂及び喫茶店				118.00
	小計				551.295
D 固有業務室	議会関係(議員定数 $\times 35 \text{ m}^2$ )	18			630.00
	防災機能(災害対策本部: $150 \text{ m}^2$ 、備蓄倉庫 $150 \text{ m}^2$ )				300.00
	保管機能(書庫: $400 \text{ m}^2$ )				400.00
	保険センター機能(診察室、健康相談室、調理実習室等)				1,000.00
	業務支援機能(電算室: $150 \text{ m}^2$ 、相談室: $50 \text{ m}^2$ 、CATV: $200 \text{ m}^2$ )				400.00
	福利厚生機能(休憩室: $100 \text{ m}^2$ 、更衣室: $150 \text{ m}^2$ )				250.00
	小計				2,980.00
E 設備関係	機械室				547.00
	電気室				96.00
	自家発電室				29.00
	小計				672.00
F 交通部分	A～E合計 $\times 40\%$				2,456.407
	合計(A $\times 1.1$ +B+C+D+E+F)				8,768.91